

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

農業構造動態調査（以下この章において「調査」という。）は、農業を取り巻く諸情勢が著しく変化する中で、5年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年の農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造、就業構造等に関する基本的事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

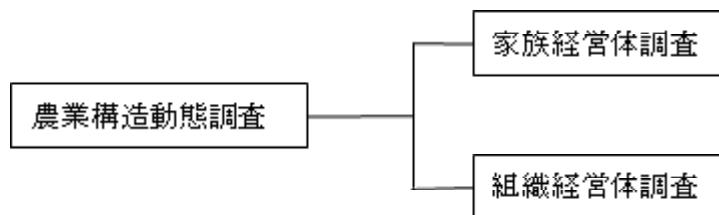
## 2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて行った一般統計調査である。

## 3 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

## 4 調査の体系



## 5 調査の対象

調査は、規定に該当する全ての農業経営体（13 用語の解説「農業経営体」参照）を調査対象とし、農業経営体を「家族経営体」と「組織経営体」に区分して行った。

## 6 調査期日

平成28年2月1日現在

## 7 調査事項

### (1) 家族経営体

- ア 経営体の概要
- イ 土地に関する事項
- ウ 世帯に関する事項
- エ 農業労働力に関する事項
- オ 農産物の販売に関する事項
- カ 農作業の受託に関する事項

### (2) 組織経営体

- ア 経営体の概要
- イ 土地に関する事項
- ウ 農業労働力に関する事項
- エ 農産物の販売に関する事項
- オ 農作業の受託に関する事項

## 8 調査方法

### (1) 標本抽出の方法

#### ア 家族経営体

家族経営体は、標本調査により行うこととし、2015年世界農林業センサス（以下この章において「センサス」という。）結果に基づいて作成した母集団名簿（以下この章において「母集団名簿」という。）を用いて標本抽出を行った。

標本抽出は、都道府県ごとに第1次抽出単位を昭和25年2月1日現在における市区町村（以下「旧市区町村」という。）、第2次抽出単位を旧市区町村内に所在する家族経営体とし、その抽出した家族経営体（以下「標本経営体（家族）」という。）の全体を主副業別及び農業経営組織別に階層区分する層化2段抽出法により行った。

なお、抽出した標本経営体（家族）は原則として4年間固定する。

- (ア) 都道府県ごとの標本旧市区町村数は、当該都道府県ごとにセンサスにおいて家族経営体があるとされた旧市区町村総数の3分の1とした。
- (イ) 主副業別の階層ごとの標本経営体数は、主業農家に係る推定値の精度を確保するため、主業階層の標本配分を厚くした。
- (ウ) 主副業別の階層ごとの全国の標本経営体数を、全国農業地域別にセンサス結果の経営体数に比例して配分し、さらに、全国農業地域ごとの農業経営組織別経営体数の平方根に比例して農業経営組織別に配分した。
- (エ) (ウ)で配分した階層別（主副業別及び農業経営組織別）の全国農業地域別標本経営体数を、都道府県別にその母集団経営体数に比例して配分した。
- (オ) 1次抽出及び2次抽出は、都道府県別階層別に系統抽出法により行った。

#### イ 組織経営体調査

組織経営体は、農産物の生産を行う組織経営体と農作業の受託のみを行う組織経営体に区分して、それぞれを母集団名簿から標本抽出した。

抽出方法は、都道府県ごとに母集団を経営形態別（農事組合法人、会社法人、各種団体、非法人）に層化する層化系統抽出法により行った。

- (ア) 農産物の生産を行う組織経営体
  - 全国の標本経営体（組織）数を農事組合法人部門、会社部門、各種団体等部門及び非法人部門の4つの階層別並びに都道府県別にその母集団組織経営体数に比例して配分した。
- (イ) 農作業の受託のみを行う組織経営体
  - 全国の標本経営体（組織）数を農事組合法人部門、会社部門、各種団体等部門及び

非法人部門の4つの階層別並びに都道府県別にその母集団組織経営体数に比例して配分した。

(2) 調査の実施

ア 家族経営体

調査は、統計調査員が、標本経営体（家族）に調査票を配布・回収又はオンライン調査システムによる回収のいずれかによる自計調査の方法により実施した。

イ 組織経営体

調査は、標本経営体（組織）に調査票を郵送により配布し、標本経営体（組織）の意向により郵送による提出又はオンライン調査システムによる提出のいずれかにより回収する自計調査により実施した。

9 調査対象経営体数及び回収率

区分	調査対象経営体数	有効回収数	回収率
家族経営体	33,000経営体	31,160経営体	94.4%
組織経営体	9,761経営体	6,545経営体	67.1%

10 集計方法

集計は、次の(1)～(3)について、全国、全国農業地域別又は都道府県別に行った。

(1) 農業経営体

農業経営体の値は家族経営体の推定値と組織経営体の推定値を合算した。

(2) 家族経営体

集計区分ごと及び推定対象項目ごとに、次の推定式により推定した。(表1参照)

〈 推定式 〉

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i$$

X . . . . . 集計区分ごとの推定対象項目に係る全国値、全国農業地域ごとの合計値又は都道府県計値の推定値

L . . . . . 階層の数(33階層、主副業別(3階層)×農業経営組織別(11階層))

$n_i$  . . . . . 第*i*階層の標本数

$x_{ij}$  . . . . . 第*i*階層第*j*番目の標本経営体の集計区分及び推定対象項目に対応する調査結果値

$y_{ij}$  . . . . . 第*i*階層第*j*番目の標本経営体の集計区分及び推定対象項目に対応するセンサス結果値

$Y_i$  . . . . . 当該集計区分及び推定対象項目に係るセンサス結果による第*i*階層の当該全国値、当該全国農業地域の合計値又は当該都道府県計値

ここで、 $x_{ij}$ 及び $y_{ij}$ については、当該推定対象項目が経営体数に係る項目である場合には、当該標本経営体が当該集計区分に属するときは「1」、その他のときは「0」

とし、当該推定対象項目が経営体数以外の項目である場合には、当該標本経営体が当該集計区分に属するときは当該標本経営体に係る当該項目の値、その他のときは「0」とする（(3)についても同様。）。

(3) 組織経営体

ア 標本による推定値に、市区町村、農業委員会、農業協同組合等からの情報により把握した過去1年間の新設組織経営体数を加えた。新設組織経営体については、その組織属性までは把握できていないため、調査事項はその実態を踏まえ農産物の生産を行う組織経営体の推定値により配分した。

イ 集計区分ごと及び推定対象項目ごとに、次の推定式により推定した。（表2参照）

〈 推定式 〉

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{n_i} Y_i + \sum_{i=1}^L y_{ij}$$

X . . . 集計区分ごとの推定対象項目に係る全国値又は全国農業地域ごとの合計値の推定値

L . . . 階層の数（4階層、経営形態別（農事組合法人、会社、各種団体等、非法人））

$n_i$  . . . 第  $i$  階層の標本数

$x_{ij}$  . . . 第  $i$  階層第  $j$  番目の標本経営体の集計区分及び推定対象項目に対応する項目に係る調査結果値

$y_{ij}$  . . . 第  $i$  階層第  $j$  番目の標本経営体の集計区分及び推定対象項目に対応する項目に係るセンサス結果値

$Y_i$  . . . 当該集計区分及び推定対象項目に係るセンサス結果による第  $i$  階層の当該全国値又は当該全国農業地域の合計値

表1 家族経営体における推定対象項目

推定対象項目		対応する調査結果値及びセンサス結果値
経営体数		家族経営体に該当する場合1、他の場合0
販 売	農家数（主副業別、経営耕地面積規模別、農業経営組織別、専兼業別、農産物販売金額規模別等）	販売農家で各区分に該当する場合1、他の場合0
	経営耕地面積（田、畑、樹園地別）	販売農家に該当する場合経営耕地面積（田、畑、樹園地別）、他の場合0
農 家	耕作放棄地面積（田、畑、樹園地別）	販売農家に該当する場合耕作放棄地面積（田、畑、樹園地別）、他の場合0
	借入耕地面積（田、畑、樹園地別）	販売農家に該当する場合借入耕地面積（田、畑、樹園地別）、他の場合0
	世帯員数（男女別）	販売農家に該当する場合各世帯員数（男女別）、他の場合0

表2 組織経営体における推定対象項目

推定対象項目		対応する調査結果値及びセンサス結果値
農産物の生産を行う組織経営体	経営体数	農産物の生産を行う組織経営体の場合1、他の場合0
	土地面積（田、畑、樹園地別）	農産物の生産を行う組織経営体の場合土地面積（田、畑、樹園地別）、他の場合0
	農産物出荷先別の経営体数	農産物の生産を行う組織経営体で該当する農産物出荷先に出荷している場合1、他の場合0
	受託作業種類別の経営体数	農産物の生産を行う組織経営体で該当する種類の作業を受託している場合1、他の場合0
	事業収入区分別経営体数（受託料金、販売金額の別）	農産物の生産を行う組織経営体で事業収入（受託料金、販売金額の別）が該当する区分に対応している場合1、他の場合0
農作業の受託のみを行う組織経営体	経営体数	農作業の受託のみを行う組織経営体の場合1、他の場合0
	受託作業種類別の経営体数	農作業の受託のみを行う組織経営体で該当する種類の作業を受託している場合1、他の場合0
	受託料金区分別の経営体数	農作業の受託のみを行う組織経営体で受託料金収入が該当する区分に対応している場合1、他の場合0

## 11 実績精度

農業経営組織別の家族経営体数計、組織経営体数計及び販売農家数計についての標準誤差率は以下のとおりである。

家族経営体 単位：％

計	稲作	畑作	露地野菜	施設野菜	果樹類	酪農	肉用牛	その他	複合経営
0.6	1.0	2.8	1.6	1.3	1.2	2.1	2.6	3.7	1.0

組織経営体 単位：％

計	稲作	畑作	露地野菜	施設野菜	果樹類	酪農	肉用牛	その他	複合経営
0.5	0.6	1.8	2.6	1.8	3.6	4.6	2.9	1.2	0.6

販売農家 単位：％

計	稲作	畑作	露地野菜	施設野菜	果樹類	酪農	肉用牛	その他	複合経営
0.6	1.0	2.8	1.6	1.3	1.2	2.1	2.6	3.7	1.0

標準誤差率（％）＝標準誤差÷推定値×100

## 12 統計の表章範囲

本書に掲載した全国農業地域及び地方農政局の区分は、次のとおりである。

### (1) 全国農業地域とその範囲

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

注： 沖縄については、全国値及び都府県値に含むが地域別の表章はしていない。

(2) 地方農政局とその範囲

地方農政局名	所属都道府県名
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、表章は行っていない。

13 用語の解説

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の規模の農業

- ①露地野菜作付面積 15 a
- ②施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>
- ③果樹栽培面積 10 a
- ④露地花き栽培面積 10 a
- ⑤施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>
- ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
- ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
- ⑧豚飼養頭数 15 頭
- ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
- ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
- ⑪その他

調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

家族経営体

1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。  
なお、農家が法人化した形態である一戸1法人を含む。

組織経営体

世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。

農産物の生産を行う組織経営体

組織経営体のうち、農産物の生産のみを行うか、農産物の生産及び農作業の受託を行う組織経営体をいう。



農作業の受託のみを行う組織経営体	組織経営体のうち、農作業の受託のみを行う組織経営体をいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。
法人化している(法人経営体)	農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。法人とは、法人格を認められている者が事業を営んでいる場合をいう。
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社、合名・合資会社、合同会社及び保険業法(平成7年法律第105号)に基づく相互会社をいう。
各種団体	農協(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農業協同組合、農協の連合組織(経済連等)を含む。)、その他の各種団体をいう。 その他の各種団体とは、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合、森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社(第3セクター)もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
農業以外の業種からの資本金・出資金の提供を受けている	農業経営について、農業以外の業種から資本金や出資金の提供を受けている場合をいう。 なお、資本金・出資金の提供を外部から受けている場合を含むが、例えば、建設会社が自ら農業経営(農作業の受託のみの場合を含む。)を行い、建設業と農業経営を合わせて行っている場合は含まない。
建設業・運輸業	日本標準産業分類の大分類に示す、「D-建設業」又は「H-運輸業・郵便業」に該当する業種(例えば、土木関係の会社、鉄道会社、運送会社、宅配業者等)から資本金・出資金の提供を受けている場合をいう。
食料品製造業・飲食サービス業	日本標準産業分類の大分類に示す、「E-製造業」のうち、中分類「09-食料品製造業」(例えば、食品加工会社等)又は「M-宿泊業・飲食サービス業」のうち、中分類「75-宿泊業」、「76-飲食店」(例えば、飲食店等の外食産業等)に該当する業種から資本金・出資金の提供を受けている場合をいう。

飲食料品卸売・小売業	日本標準産業分類の大分類に示す、「I－卸売業・小売業」のうち、中分類「52－飲食料品卸売業」又は「58－飲食料品小売業」（例えば、市場の卸売業者、商社、スーパー等）に該当する業種から資本金・出資金の提供を受けている場合をいう。
農業生産関連事業	「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」等農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。
経営耕地	調査期日現在で農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。 「水をたたえる」ということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

	<p>(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。</p> <p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。</p> <p>なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。</p>
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
販売目的の水稻	<p>販売を目的で作付けした水稻であり、自給用のみを作付けした場合は含めない。</p> <p>また、販売目的で作付けしたものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。</p>
経営者・役員等	<p>その農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定といった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。</p> <p>会社等における経営の責任者や役員、集落営農や協業経営の場合は構成等をいうが、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。</p>
雇用者	雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。
臨時雇い	<p>日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。</p> <p>なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。</p> <p>また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに</p>

	農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。
農作業の受託	自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。
水稲作作業の受託	<p>全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稲作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。</p> <p>部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。</p>
単 一 経 営	農産物販売金額のうち、主位部門（稲作、畑作、露地野菜、施設野菜、果樹類、酪農、肉用牛、その他）の販売金額が8割以上の経営体又は販売農家をいう。
複 合 経 営	準単一複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体又は販売農家をいう。）及び複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体又は販売農家をいう。）を合わせた経営体又は販売農家とした。
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準 主 業 農 家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副 業 的 農 家	調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
世 帯 員	<p>原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。</p> <p>また、住み込みの雇人も除く。</p>

農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に1日以上自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口 自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の人口をいう。

基幹的農業従事者 農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

農業専従者 調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			自営農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者				
	主に家事や育児					
	その他	農業就業人口		農業従事者		

### 13 東日本大震災の影響による対応

本調査の母集団としているセンサスにおいて、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域）内について、調査を実施できなかったため、本調査の結果には当該区域は含まれていない。

### 14 利用上の注意

#### (1) 調査について

農業構造動態調査は、5年ごとに行われる農林業センサス実施年以外の年における農業構造の年次的動向を総合的に把握するために行う調査であるが、農林業センサスは全数調査であるのに対し、農業構造動態調査は標本調査（平成28年農業構造動態調査は2015年農林業センサス結果に基づいて作成した母集団名簿を用いた標本調査）であるため、農林業センサス結果と農業構造動態調査結果を直接比較して利用する場合には留意する必要がある。

#### (2) 統計の表示について

##### ア 数値の四捨五入について

統計表の数値については、推定値の原数を10の位を四捨五入して表示したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

##### イ 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「0.0」：単位未満のもの（例 0.04千戸→0.0千戸）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(3) 全国農業地域別及び都道府県別の統計表においては、一部の表章項目において、集計対象数が極めて少ないことから相当程度の誤差が生じており、結果の利用に当たっては、留意する必要がある。

(4) 推定式に基づき集計区分ごと及び推定対象項目ごとに推定した結果であるため、項目間の結果を比較する際には留意する必要がある。

(5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 センサス統計室 農林漁業構造統計班

電 話：(代表) 03-3502-8111 (内線3664)

(直通) 03-3502-8093

F A X : 03-5511-7282